

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第43号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱……………（健康生きがい課）…2
- 告示第44号 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱……………（介護保険課）…3
- 告示第45号 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱……………（介護保険課）…12
- 告示第46号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱……………（介護保険課）…20
- 告示第47号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱……………（介護保険課）…25

教 育 委 員 会

- 告示第13号 教育委員会の招集……………30
- 教育長訓令甲第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程……………30

農 業 委 員 会

- 公告第10号 農業委員会定例総会の招集……………30

宇治市告示第43号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合事業は、本市が中心となつて、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）で使用する用語の例による。

（内容）

第4条 本市は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業として、次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業として、次に掲げる事業

- (イ) 訪問介護相当サービス
- (ロ) 生活支援型訪問サービス
- (ハ) 住民主体型生活支援事業
- (ニ) 訪問型短期集中予防サービス

イ 第1号通所事業として、次に掲げる事業

- (イ) 通所介護相当サービス
- (ロ) 短時間型通所サービス
- (ハ) 住民主体型通いの場活動支援事業
- (ニ) 通所型短期集中予防サービス

ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業

（第1号事業の対象者）

第5条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 第1号被保険者であつて、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当するもの（以下「事業対象者」という。）

（事業対象者の有効期間）

第6条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの該当の有

無の判断を受けた日（以下「基本チェックリスト判断日」という。）から2年間とする。ただし、基本チェックリスト判断日が月の初日でない場合にあつては、当該基本チェックリスト判断日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要介護認定又は要支援認定の有効期間内（当該有効期間の満了の日の60日前から当該満了の日までの間に限る。）に基本チェックリストの該当の有無の判断を受けたことにより事業対象者となつた場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から2年間を事業対象者の有効期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める日をもつて有効期間を満了したものとする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき これらの認定を受けた日の前日

(2) 第1号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があつたとき 当該申出があつた日

（事業対象者の有効期間の更新）

第7条 事業対象者は、事業対象者の有効期間の満了の日の60日前から当該満了の日までの間に、再度基本チェックリストの該当の有無の判断を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の規定による更新をした場合における事業対象者の有効期間については、前条第1項本文中「基本チェックリストの該当の有無の判断を受けた日」とあるのは、「事業対象者の有効期間が満了する日の翌日」と読み替えて適用する。

（実施方法）

第8条 本市は、総合事業を次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 本市の直接実施

(2) 法第115条の47第4項の規定による委託（事業対象者に対して行う第1号介護予防支援事業にあつては、同条第1項の規定による委託）による実施

(3) 指定事業者による実施

(4) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助による実施

（指定事業者の指定の有効期間）

第9条 指定事業者の指定の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 訪問介護相当サービス又は生活支援型訪問サービスに係る指定事業者が指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該指定事業者に係る事業と指定訪問介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合 当該指定訪問介護の事業に係る指定の有効期間

(2) 通所介護相当サービス又は短時間型通所サービスに係る指定事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第57条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該指定事業者に係る事業と指定通所介護（京都府指定居宅

サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。）の事業又は当該指定事業者に係る事業と指定地域密着型通所介護（地域密着型サービス基準条例第57条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合 当該指定通所介護の事業又は当該指定地域密着型通所介護の事業に係る指定の有効期間

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 6年

（事務の委託）

第10条 第1号事業（指定事業者により実施するもの及び第1号介護予防支援事業に限る。次条第3項において同じ。）に係る法第115条の45の3第6項に規定する審査及び支払に関する事務並びに法第115条の47第6項に規定する審査及び支払の事務は、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に委託する。

（第1号事業支給費等）

第11条 本市は、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が第1号事業（指定事業者により実施するものに限る。）を利用したときは、法第115条の45の3第3項の規定により居宅要支援被保険者等に代わり指定事業者に第1号事業支給費を支払うものとする。

2 市長は、居宅要支援被保険者等が第1号事業（第1号介護予防支援事業に限る。）を利用したときは、地域包括支援センターに法第115条の47第6項に規定する必要な費用を支払うものとする。

3 前2項に規定する費用の額は、第1号事業に要した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額）の100分の90（第1号介護予防支援事業にあつては、100分の100）に相当する額とする。

4 第1号被保険者である居宅要支援被保険者及び事業対象者であつて、法第59条の2に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）で定める額以上の所得を有するものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

（支給限度額）

第12条 居宅要支援被保険者が第1号事業（指定事業者により実施するものに限る。以下同じ。）を利用する場合における支給限度額は、要支援状態区分に応じ、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）に定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について法第55条第1項の規定の例により算定した額とする。

2 事業対象者が第1号事業を利用する場合における支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定の例により算定した額とする。

3 居宅要支援被保険者が第1号事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この項において同じ。）を利用するときは、当該第1号事業に要した費用の額及び介護予防サービス等に要した費用の額の合計額は、第1項に規定する支給限度額を超えることができない。

（利用料）

第13条 居宅要支援被保険者等が第1号事業を利用した場合における利用料は、当該第1号事業のサービスに要した費用の額から第11条第1項に規定する第1号事業支給費の額を控除した額とする。

2 市長は、居宅要支援被保険者等が前項に規定する利用料を支払

うことが特に困難であると認めた場合は、当該利用料を減免することができる。

（高額介護予防サービス費等相当の支給）

第14条 本市は、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

（第1号介護予防支援事業を利用するための届出等）

第15条 第1号介護予防支援事業を利用しようとする居宅要支援被保険者等は、当該第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称（事業対象者が当該届出をした場合にあっては、当該名称、事業対象者である旨、基本チェックリスト判断日及び事業対象者の有効期間）を同項に規定する被保険者証に記載して返付するものとする。

3 市長は、事業対象者が第6条第3項各号のいずれかに該当した場合は、前項に規定する被保険者証から同項に規定する記載事項を削除した上で、当該被保険者証を返付するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者及び第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る第8条第3号及び第9条第3号、第10条、第11条第1項及び第12条第1項の規定の適用については、第8条第3号中「指定事業者」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者及び第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者（以下「みなし指定事業者」という。）」と、第9条第3号中「前2号に掲げる場合以外のも」とあるのは「みなし指定事業者である」と、「6年」とあるのは「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」と、第10条、第11条第1項及び第12条第1項中「指定事業者」とあるのは「みなし指定事業者」とする。

（揭示濟）

宇治市告示第44号

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 指定訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第5条－第43条）

第3章 指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第44条～第61条）

第4章 雑則（第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定訪問介護相当サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービスであつて、市長から法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けて実施するものをいう。

(2) 指定通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービス（利用者に対する当該サービスの提供を1回につき原則として5時間以上（当該サービスの事業を行う事業所が本市外に所在する場合にあつては、2時間以上）実施するものに限る。）であつて、市長から法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けて実施するものをいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問介護相当サービス事業者」という。）及び指定通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所介護相当サービス事業者」という。）（以下この条において「事業者」と総称する。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、指定訪問介護相当サービス又は指定通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団員等の排除）

第4条 指定訪問介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「指定訪問介護相当サービス事業所」という。）の従業員（第6条第1項に規定する訪問介護員等及び第7条に規定する管理者に限る。）及び指定通所介護相当サービスの事業を行う事業所（以下「指定通所介護相当サービス事業所」という。）の従業員（第45条第1項各号に規定する従業員及び第46条に規定する管理者に限る。）は、宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業所及び指定通所介護相当サービス

事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第2章 指定訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（基本方針）

第5条 指定訪問介護相当サービスの事業は、既に旧介護予防訪問介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合等に、その利用者が可能な限りその居宅において、心身機能の維持又は改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第6条 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護相当サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（指定訪問介護相当サービス事業所の従業員の勤務延時間数を当該指定訪問介護相当サービス事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該指定訪問介護相当サービス事業所における指定訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項に規定するサービス提供責任者（以下「サービス提供責任者」という。）は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、専ら指定訪問介護相当サービスに従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第46条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）又は指定生活支援型訪問サービス事業所（宇治市指定生活支援型訪問サ

ービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）第4条第1項に規定する指定生活支援型訪問サービス事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第8条 指定訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護相当サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的

方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が同項第1号ア及びイ並びに第2号に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) 第2項第1号ア及びイ並びに第2号に規定するファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）への連絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無及びその有効期間を確認するものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第13条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受け

ていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業所は、介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要があると認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

- 第14条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）第25条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

- 第15条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

- 第16条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」と総称する。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

- 第17条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

- 第18条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

- 第19条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

らない。

（サービスの提供の記録）

- 第20条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

- 第21条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当する指定訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定訪問介護相当サービスに係る費用基準額（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）第2条の規定により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問介護相当サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（証明書の交付）

- 第22条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

- 第23条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する本市等への通知）

- 第24条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護相当サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第26条 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 個人情報の取扱い

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第28条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。

（勤務体制の確保等）

第29条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めてお

かなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によつて指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第30条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第31条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項に関する規程等」という。）を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、重要事項に関する規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようになることをもつて当該掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第32条 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第33条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

（地域包括支援センターに対する利益供与の禁止）

第34条 指定訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第35条 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は本市の職員による質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受け

た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、本市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第36条 指定訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第38条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第39条 指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第24条に規定する本市等への通知に係る記録

(3) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 第41条第2号に規定する個別計画

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、第21条に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針）

第40条 指定訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定訪問介護相当サービスの具体的取扱方針）

第41条 訪問介護員等の行う指定訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画（以下この章において「個別計画」をいう。）を作成するものとする。

(3) 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該

記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。

- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。

（指定訪問介護相当サービスの提供に当たつての留意点）

第42条 指定訪問介護相当サービスの提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）第6条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、指定訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第43条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該指定訪問介護相当サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な指定訪問介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、その者に係る地域包括支援センター、他の指定訪問介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第3章 指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（基本方針）

第44条 指定通所介護相当サービスの事業は、既に旧介護予防通所介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が難しい場合等に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第45条 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護相当サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該指定通所介護相当サービス事業所における指定通所介護相当サービス又は指定通所介護の利用者。以下この条から第47条までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 指定通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所介護相当サービス事業所において同時に指定通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び同項第3号に規定する介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に当該看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、看護職員又は同号に規定する介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項に規定する指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことができる。

（管理者）

第46条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第47条 指定通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら指定通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護相当サービス事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出るものとする。

5 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第48条 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護相当サービスに係る費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所介護相当サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしな

ければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第49条 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第50条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所介護相当サービスの利用定員

(5) 指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たつての留意事項

(8) 個人情報の取扱い

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第51条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護相当サービスを提供できるよう、指定通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者によつて指定通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第52条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて